

# 父子家庭等支援事業の実施について

平成8年5月10日  
厚生省児童家庭局長

父子家庭等の福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、父子家庭等の福祉の一層の増進を図るため、父子家庭等支援事業を実施することとし、今般、別紙のとおり「父子家庭等支援事業実施要綱」を定め、平成8年

4月1日から適用することとしたので、その円滑かつ適正な運用を期されたく通知する。

なお、「父子家庭等支援事業実施要綱」第5に係る協議は、平成8年度に限り5月末日までに本職宛協議されたい。

(別紙)

## 父子家庭等支援事業実施要綱

### 第1 目的

父子家庭等が抱える養護問題への対応としては、施設入所も必要な方策のひとつであるが、在宅での家庭生活をできるだけ確保するための養育支援が最も重要な施策である。父子家庭等を対象とした養育支援施策を充実するため・第3に掲げる事業を行うことによって、父子家庭等で暮らす児童の養育状況を改善し、もって父子家庭等の福祉の増進に資することを目的とする。

### 第2 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）とし、この事業の一部を本事業を適切に運営できる社会福祉法人等に委託することができるものとする。

### 第3 父子家庭等支援事業の種類及び内容

#### 1 ホームフレンド事業

##### (1) 事業内容

離婚等による葛藤の緩和や地域での孤立化を防ぎ子どもの悩みを聞くことにより、心の支えとな

り自立心を養うために、父子家庭等の子どもが気軽に相談に乗れる大学生等（以下「ホームフレンド」という。）を家庭に派遣し、学習指導や簡単な家事指導等を行う。

##### (2) 対象者

父子家庭等の児童を対象とする。

##### (3) 実施方法等

###### ア 派遣対象家庭名簿の作成

(ア) 都道府県又は都道府県から委託を受けた社会福祉法人等（以下「都道府県等」という。）は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の協力を得て、事業の周知徹底を図るとともに、派遣を希望する父子家庭等の申請によりあらかじめ派遣対象家庭名簿を作成しておくこと。

(イ) 都道府県等は、派遣対象家庭に対して、派遣対象家庭名簿に登録されている旨を通知するとともに、ホームフレンドの派遣を要請する場合の連絡先等を記した受付票をあらかじめ交付しておくこと。

###### イ ホームフレンドの登録

(ア) 都道府県等は、ホームフレンドとなることを希望する者を募集し、必要な審査を行い、

父子家庭等の福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者を登録する。

(イ) 登録期間は、原則として1年間とする。ただし、再登録は妨げない。

(ウ) 都道府県等は、登録された者に本事業に不適当な事由が認められる時は、必要な審査を行い、その登録を取り消すことができる。

#### ウ 実施方法

(ア) 派遣対象家庭名簿に登録されている家庭がホームフレンドの派遣を必要とする時は、当該父子家庭等の父等が都道府県等に連絡し、ホームフレンドの派遣を申し出ること。

(イ) 派遣の申し出を受けた都道府県等は、登録されたホームフレンドの中から適当な者を選定し、その家庭に派遣する。

(ウ) 都道府県等は、当該ホームフレンドに対し、業務内容、訪問回数等必要な指導等を行なった上で、その家庭に派遣するものとする。

#### エ ホームフレンドの業務

(ア) ホームフレンドは、児童の良き理解者として児童に接し、学習指導や簡単な家事指導等を行う。

(イ) 派遣は、半日を単位とし、1回の派遣に要する時間は概ね4時間以内とすること。

(ウ) ホームフレンドは、活動状況について定期的に都道府県等に報告しなければならない。

(エ) ホームフレンドは、訪問活動等により知り得た児童や家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

#### オ 指導・監督

都道府県等は、児童を担当しているホームフレンドに対して必要な指導・監督を行う。

(4) ホームフレンドに対する手当

都道府県等は、ホームフレンドにその訪問活動に対して手当を支給する。

### 2 派遣家庭ネットワーク事業

(1) 事業内容

ホームフレンド事業や既存の介護人派遣事業の対象として登録されている父子家庭が定期的に集い、地域で孤立しがちな父子家庭がそれぞれの情

報交換を行うとともに、互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、父子家庭の交流を図るとともに共助の精神を養う。

(2) 対象者

父子家庭を対象とする。

(3) 実施方法等

交流会の参加者は1回につき30世帯程度を標準とすること。

交流会の開催回数は月1回程度を標準とすること。

### 3 広報事業

(1) 事業内容

ホームフレンド事業、派遣家庭ネットワーク事業及びその他既存の介護人派遣事業等父子家庭が利用できる制度の周知を図るため、リーフレット等を作成し広報活動を行う。

(2) 対象者

父子家庭を対象とする。

### 第4 実施上の留意事項

本事業の実施に当たっては、地域の実情に応じ事業を選択して実施できるが、当分の間、第3に掲げる事業のうち2と3の事業はあわせて実施するものとする。

### 第5 協議

都道府県は、第3に掲げる事業のうち2と3の事業を実施し、国の補助を受けようとする時は、前年度3月末日までに別紙様式により当省に協議し承認を受けるものとする。

### 第6 関係機関との連携

都道府県等は、この事業を実施するに当たっては、常に市町村、福祉事務所、児童委員（民生委員）等の関係機関との連携を密にするものとする。

### 第7 国の助成

国は、都道府県がこの事業の実施のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内でその2分の1を補助するものとする。